

令和4年度高知県新事業チャレンジ支援資金等利子補給制度要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症に起因して売上高が減少している中でも、新分野への展開、事業転換等、設備投資を伴う新たなチャレンジに意欲的に取り組む県内の事業者を支援するため、新たなチャレンジに係る資金として取扱金融機関から借り入れる融資に係る利子の一部を補給し、もって県経済の回復を図る。

2 用語の意義

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者である者をいう。
- (2) 「中小企業者等」とは、(1)に定める中小企業者の他に、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2に該当する法人及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、常時使用する従業員数が300人以下である者を含むものとする。ただし、一般財団法人及び一般社団法人は非営利型法人に該当しない者も含むものとする。
- (3) 「中堅企業等」とは、会社若しくは個人、法第2条第1項第6号から第8号までに定める法人、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人、法人税法別表第2に該当する法人及び法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人である者をいう。ただし、資本金又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下の法人である者とする。
- (5) 「事業者」とは、上記(1)から(3)までのいずれかに該当する者をいう。
- (6) 「取扱金融機関」とは、令和3年度高知県新事業チャレンジ支援資金等利子補給金交付要綱に基づき、県と利子補給契約を締結した金融機関をいう。
- (7) 「商工会等」とは、所管の商工会、商工会議所及び高知県商工会連合会をいう。
- (8) 「センター」とは、公益財団法人高知県産業振興センターをいう。
- (9) 「協会」とは、高知県信用保証協会をいう。
- (10) 「事業計画」とは、下記のいずれかに該当するものをいう。
 - ア センターの事業戦略支援会議において承認された事業者の経営ビジョンを実現するための事業戦略
 - イ 商工会・商工会議所が事業者のため作成を支援し、認定した経営計画
 - ウ 自社や現在置かれている市場の概況を具体的に示したうえで、新たな製品開発、外商等に取り組むための現状分析や5年程度先までの数値目標と行動計画を記載した計画で、認定経営革新等支援機関がその内容を確認したもの
 - エ 事業再構築補助金の交付の申請を行った際に独立行政法人中小企業基盤整備機構へ提出した事業計画
- (11) 「認定経営革新等支援機関」とは、法第31条に規定する者をいう。
- (12) 「事業再構築補助金」とは、国の令和2年度一般会計歳出予算補正（第3号）及び令和3年度一般会計歳出予算補正（第1号）により措置されたものをいう。
- (13) 「高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金」とは、高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱で定められたものをいう。

3 助成措置

県は、取扱金融機関が、本要綱に基づく認定を受けた事業者に融資を行った場合は、令和4年度高知県新事業チャレンジ支援資金等利子補給金交付要綱に定めるところにより、取扱金融機関を通じて、認定を受けた事業者に対して利子の補給を行う。

4 利子補給の要件

(1) 利子補給対象者

県内で事業を営む事業者で、別表第1に定める対象者に該当し、事業計画に基づき設備投資を伴う新たな取組等を行う者。

(2) 補給条件等

ア 利子補給の対象となる融資は、事業計画で定めた事業費のうち、補助対象経費から高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金、事業再構築補助金及びその他の補助金を除いた、事業者負担部分にかかる融資に限る。

イ 資金使途は、事業計画で定めた設備資金及び運転資金のみとする。

ウ 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

エ 行政機関の許認可、登録、届出等を要する事業については、現に許認可等を受けている、又は既に主務官庁等に必要書類を提出しており、許認可等を受けることが確実になければならない。

オ 同一の融資において、県の行う他の利子補給制度との併用はできない。

カ 利子補給に係る融資の貸付方法は、証書貸付けとする。

キ 利子補給に係る融資の償還は、償還期間10年以内（うち据え置き期間2年以内）で、分割償還（元金均等）とし、取扱金融機関所定の方式により行う。

ク 償還期間等の条件を変更した場合も原則利子補給を継続するが、補給率及び補給額並びに補給期間は利子補給制度の対象となる貸付けの当初の実行時の範囲内とする。

ケ 条件違反等があった場合は融資期間中であっても補給を打ち切る場合がある。

コ 利子補給制度の個別要件は別表第1に定めるとおりとする。

5 利子補給対象者の認定

利子補給を受けようとする者は、利子補給の申込みに当たって、県に次に掲げる書類を提出し、その認定を受けなければならない。県は、利子補給の申込みがあったときは、必要に応じて関係機関に意見照会を行い、要件の適否を審査の上、利子補給の対象者として認定したときは、その旨を当該申込者及び取扱金融機関に通知するものとする。

(1) 別記様式1による利子補給制度認定申込書

(2) 高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金又は事業再構築補助金の交付決定通知書の写し

(3) 高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金又は事業再構築補助金の申請時にセンター又は独立行政法人中小企業基盤整備機構へ提出した事業計画書

(4) 上記(3)の事業計画書に係る認定経営革新等支援機関、センター、商工会又は商工会議所の認定書等の写し

(5) 設備投資に係る見積書又は契約書及び図面等

(6) 県税の納税状況を確認することができる次に掲げる書類（県外の事業者が県内に移転等する場合を除く。）

ア 個人県民税については、直近の納税証明書又は滞納がない旨の証明書（課税がない場合は課税がない旨の証明書）

イ 個人県民税以外の県税については、滞納がない旨の証明書（課税がない場合は、課税がない旨の証明書）

ウ 事業開始後1年未満の者は、事業開始前に創業者個人に課された県税（個人県民税を含む。）の納税状況を確認することができる書類

エ 個人事業者が法人を設立（法人成り）して1年未満の場合は、当該個人に課された県税（個人県民税を含む。）の納税状況を確認することができる書類

(7) 別記様式5による誓約書兼同意書

(8) 上記(1)から(7)までに掲げるもののほか、県が利子補給制度認定審査のために必要があると認める書類

6 関係機関の責務

(1) 利子補給を受ける者は、利子補給の対象となる融資を事業計画で定められた資金以外に流用してはならない。

(2) 取扱金融機関は、利子補給を受ける者が借入金を申請した事業計画で定められた資金以外に流用し、他に転貸し、生活資金に消費する等利子補給制度を悪用、乱用等することがないように指導しなければならない。

- (3) 利子補給を受ける者は、取扱金融機関の指導に従わなければならない。
- (4) 取扱金融機関は、当利子補給制度の実施により知り得た情報（経営上の情報のみならず、個人情報も含む。）を当事者の同意を得ないで他に漏らしてはならない。
- (5) 取扱金融機関は、利子補給制度の目的を考慮して、借入者の事業計画の策定支援や計画実行支援等についても特別に配慮しなければならない。
- (6) 取扱金融機関は、悪用、乱用等の事実が発覚したとき若しくは予見されるとき又は利子補給対象者としての欠格が生じた場合は、実情を調査の上、県に報告しなければならない。
- (7) 取扱金融機関は、利子補給制度の対象となる貸付けの実行に当たり、金融商品等の勧誘、歩積、両建等を行ってはならない。

7 報告

- (1) 取扱金融機関は、利子補給を行う融資を実行した場合は、別記様式2による貸付実行報告書を速やかに県に提出すること。
- (2) 取扱金融機関は、利子補給対象者の償還方法の変更等を行った場合は、別記様式3による償還状況等変更報告書を県に提出すること。
- (3) 取扱金融機関は、利子補給対象者の償還が完了し残債務がなくなった場合は、別記様式4による完済報告書を県に提出すること。

8 調査等

県は、必要があると認めるときは利子補給対象者、商工会等、センター、取扱金融機関及び協会に対し、利子補給の状況等について調査を行うことができる。

別表第1

	制度名	対象者	資金 使途 (※)	利子補給の 対象となる 融資限度額	補給率	補給年数 (うち据置年 数)
令和4 年度融 資実 行分	高知県新事業チャレンジ 支援資金等利子補給制度	<ul style="list-style-type: none">・高知県新事業チャレンジ 支援事業費補助金（再構 築枠）の交付決定を受け た事業者・高知県新事業チャレンジ 支援事業費補助金（一般 枠）の交付決定を受けた 事業者・国の事業再構築補助金の 交付決定を受けた事業 者	設備資金 運転資金	5,000 万円	年利率1 パーセン ト以内	10 年以内 (2年以内)

※ 事業計画で定めた事業費のうち、高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金又は国の事業再構築補助金の補助対象経費に限る。